第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 竹田市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1)歴史的建造物と町並みの保存・活用に関する課題

江戸時代から昭和初期までの歴史的建造物が数多く残される城下町は、昭和54年(1979)に竹田市史跡等環境保存条例を制定し条例で定める保存区域内の建造物・工作物・看板広告類等に対して保存基準を設け自然環境と歴史文化遺産の保存に努め、平成28年(2016)からは竹田市景観計画及び竹田市景観条例により景観保全に努めている。しかし、生活の利便性などから歴史的な趣を損ねる改築が行われることも散見され、また、住民の高齢化や大型商業施設等の郊外出店等により、シャッターが閉められた店舗が見られるなど、城下町の空洞化が進んでおり、町並みの景観を阻害する要因となっている。

一方、指定・登録有形文化財については、これまで保存修理に努めてきたことから、城下町の歴史を伝える上の象徴的な存在として継承されてきたが、未 指定の近世・近代における歴史的建造物は、適正な維持管理も活用もなされて おらず、老朽化が生じている。

(2) 文化財の保存に関する課題

城下町に存在する指定・登録有形文化財については、これまで保存修理を実施してきたが、未修理の物件も数多く存在している。また、未指定の文化財については、詳細な調査が行なわれず、価値付けがなされていないものが数多くある。

さらに城下町に残される文献資料や田能村竹田等が描いた豊後南画などの美術品は、現在、図書館や歴史文化館において保存がされているが、資料を保管するスペースが不足している

(3) 歴史的遺産の周辺環境に関する課題

城下町及びその周辺には多くの文化財があり、毎年多くの観光客が訪れている。しかし、江戸時代から町割りがほぼ変化していないため道幅が狭い上、電柱・電線などの障害物があり観光客や来訪者の歩行に支障を来たし、景観形成にも影響を与えている。

また、老朽化した道路、統一化されていない商店街通りの街路灯や店舗の看板等についても町並み景観の周辺調和に多大な影響を与えている。

(4)観光・情報発信・啓発に関する課題

城下町を訪れる来訪者のための駐車場が少なく、文化財の案内板や説明板の 設置が十分とはいえない。これまでも、本市を訪れる観光客に対し、城下町回 遊ルートの案内や文化財等の説明の充実を図ってきたが、観光客等に対する観 光案内施設や情報発信が不十分である。

(5) 伝統行事・民俗芸能に関する課題

竹田市内で行われている祭礼は、地域住民の手により引き継がれ続けられているが、近年では多くの祭礼で人出不足や経済状況の悪化から祭礼日数や規模の縮小がなされ、その存続が危ぶまれている。また、神楽・獅子舞・白熊などの民俗芸能が市内各所に残され、地域の住民により伝承されている。これらの民俗芸能は農村地域の祭礼で演じられていることに加え、中心市街地である城下町で行われる各祭礼に古くから欠くことの出来ない存在となっている。しかし、民俗芸能で使用する用具の老朽化、若年層の市外転出や少子高齢化から担い手の確保が難しくなっている。

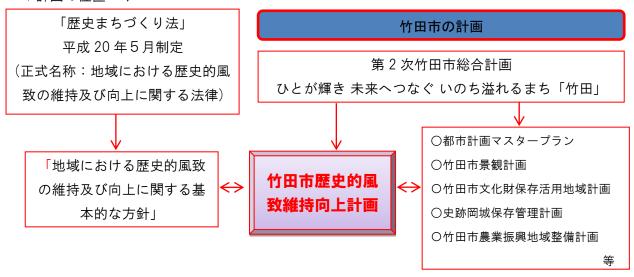
(6) 市民活動に関する課題

城下町の歴史的風致を守り、将来へと継承していくためには、特に地域住民の歴史・文化に対する理解が不可欠である。しかし、歴史・文化を学習する機会が不足しており、その担い手も不足している。

2. 上位・関連計画における歴史的風致の維持・向上に関する位置付け

竹田市における「歴史的風致維持向上計画」は、先に策定が行われている上位計画、また、関連計画との相関関係は、以下のような図の構成、体系の中に位置付けられる。

▼計画の位置づけ



本計画の位置付け、上位計画等との相関関係は上図のとおりである。上位計画及び関連計画における本計画の関与部分概要については次のとおり。

(1) 竹田市総合計画における歴史的風致維持向上に関する事項

以下、竹田市総合計画からの抜粋

竹田市は、平成17年(2005)の合併の翌年に、第1次竹田市総合計画「たけた活力創造計画2006」を策定し、将来像である「自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市」の実現に向けて諸施策を推進してきました。

しかし、この第1次竹田市総合計画は、平成18 (2006) 年度から平成27 (2015) 年度を目標年次とする計画期間でしたが、その後、平成28 (2016) 年度から令和4 (2022) 年度までの7年間、計画を更新していませんでした。

この間、人口は減少傾向で推移し、市財政状況もひっ迫し、さまざまな課題が共有されずに、市民のみなさんと協力してまちづくりを行うことが十分行えていなかったことが大きな反省点です。

市民のみなさんの声を聞き、課題を共有し、同じ目的に向かってまちづくり を進めていくためには、市の最上位計画である総合計画を再び策定することが 必要だと考え、第2次竹田市総合計画を策定することに至りました。

また、世界共通の目標であるSDGs への取組や感染症対策など、新たな課題への対応が求められる時代において、新たな時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な本市の実現に向けて、市民・事業者・行政の協働により、ま

ちづくりを推進します。

①まちづくりの基本理念

本格的な少子高齢社会の到来により、人々の暮らしに様々な影響を及ぼすことが予想される今こそ、市民一人ひとりが笑顔で過ごせる安全で安心なまちづくりが求められています。

豊かな自然環境のもと、都市基盤が整備され、快適に暮らせる安全なまち、子どもたちが元気に学び・遊び、医療や福祉が充実していて、いつまでも健康でいられる安心のまち。このような、まちづくりを実現するためには、現在の延長線上にある施策展開では難しいことから、今までのやり方を大きく変え、新たな発想で新しいやり方を生み出し、『チャンスを逃さず果敢に挑戦』していきます。

②将来像

まちづくりの基本理念に基づき、市民・事業者・行政がお互いの強みやコミュニティの絆を活かした協働のまちづくりを進めることで、本市の魅力を更に伸ばしていくことが必要です。

また、医療・福祉、都市基盤等を整え、安全・安心なまち、産業が元気で多様な働き方が選択できるまち、多くの人で賑わうまちを創造するため、活力と希望に溢れた10年後の将来像を次のように掲げます。

ひとが輝き 未来へつなぐ いのち溢れるまち『竹 TAKETA 田』

③まちづくりの柱

将来像を実現するために6つの「まちづくりの柱」を定め、デジタルを活用 しながら「あらがう政策」と「あわせていく政策」の2本柱で、総合的かつ戦 略的に多様な幸せが実感できるまちづくりを進めます。

- 1) 働く人がいきいきと輝く 活力のまち (産業の分野)
- 2) 安心して年齢を重ね生活できる 健康長寿のまち (健康福祉の分野)
- 3) 子どもも大人も共に成長する 育みのまち(子育て・教育・文化の分野)
- 4) 誰もが快適に生活できる 安全・安心のまち(生活基盤の分野)
- 5) 自然とともに暮らしを愉しむ エコのまち (環境の分野)
- 6) 堅実財政で未来へ投資する 持続可能なまち(行財政の分野)

(2) 都市計画マスタープランにおける歴史的風致維持向上に関する事項

本市においては、竹田市都市計画マスタープランを平成25年3月に策定した。 しかし、少子高齢化及び人口減少のさらなる進行、地域社会の担い手不足や地域経済の縮小による都市の活力低下など、本市と取り巻く情勢の変化を踏まえ、都市機能のコンパクト化を推進するとともに、支所周辺など市内各地の生活拠点の維持や、豊かな自然環境や歴史・文化的景観の保全、災害に強いまちづくりなど、今後のあるべき都市像を見据え、令和4年3月に改定し、目標年次を令和27年(2045)とした。

マスタープランの基本的事項として、「まちづくりの将来像」及び「まちづくりの基本方針」を示した。また、地域づくりの基本方針における地域別構想の中では、歴史や文化を活かしたまちづくりに関する目標や、それを実現するための項目を計上している。

①まちづくりの将来像

=恵み豊かな自然を守り・育み、歴史・文化を紡ぎ歩むまち竹田=

②まちづくりの基本方針

- 1) 竹田の顔となる中心市街地と、生活を支える身近な地域拠点の維持・存続
- 2) 竹田を象徴する歴史・文化と豊かな自然の保全・活用による域内外の交流 の活性化
- 3) 広域及び域内の交流を促進する交通網の充実と、交流・連携の促進
- 4) 市内の産業活性化と、地域を牽引する人財の育成を通した、地域の持続性の維持
- 5) 災害に強く安全なまちの構築

「まちづくりの将来像と基本方針」や全体構想を踏まえ、特徴的に分けた7つの地域ごとに地域の課題解決に向けた目標及び基本方針等を整理し、地域別構想としてまとめている。

③地域づくりの将来像

- 1) 竹田東部地域
 - ・生活・活動・交流の場として城下町のストック(複合的機能)を活用し、 歴史・文化を未来へ継承するまちづくり
- 2) 竹田西部地域
 - ・市民の都市生活を支える機能と、交通体系の変化をとらえ、新たな活力 を創造するまちの形成

3) 竹田南部地域

- ・祖母傾山系の自然と共生・調和した、安全・安心に暮らせる里づくり
- 4) 竹田北部地域
 - ・豊かな自然・文化を継承しながら、農ある暮らしと交流を盛んにする 単づくり
- 5) 荻地域
 - ・竹田の農業生産基地として、農業と生活機能が調和する地域づくり
- 6) 久住地域
 - ・久住高原・くじゅう連山の雄大な自然と営農環境が調和する地域づく り
- 7) 直入地域
 - ・地域の宝である温泉と水を、健やかな生活と観光に活かす地域づくり

特に中心市街地の拠点地区整備については、以下のとおり方針を示している。 竹田東部地域は、旧城下町から構成される本市の中心市街地を有しており、 日常の買い物や医療などの住民向けの都市機能だけではなく、城下町の風情の 残る町並みや、歴史文化館、城下町交流プラザなどの観光・交流機能を兼ね備 えている。広域連携軸に位置付けられる国道や中九州横断道路などによる円滑 な自動車交通の確保、市内地域間や市外周辺地域を連絡する公共交通の維持・ 改善を図るとともに、玄関口である豊後竹田駅の交通結節点としての拠点性の 向上を図る。

あわせて、道路の美装化や建物の修景を推進し、歴史・文化的景観を保全しながら、未来へ継承するまちづくりを推進する。



竹田市の将来都市構造図

(3) 史跡岡城跡保存管理計画における歴史的風致維持向上に関する事項

昭和 60 年(1985) 3月に策定された史跡岡城跡保存管理計画において、石垣の修理とその研究、史跡保存のための竹木の整備、史跡の保存と修景、岡城跡についての再検討、史跡の管理とその体制について提言を受け、史跡岡城跡の保護・管理についての基本構想を確立した。

① 保存を前提とした利用の基本方針

史跡岡城跡の保存を前提とし、保存整備と供に史跡の活用を図ることが必要である。

- 1) 観光客の利用
- 2) 市域を中心とする地元のレクリエーション利用
- 3) 利用のためのルート整備

② 史跡の保存と利用を考えた史跡区域拡大の方針

現在の史跡を保護するためにも、その周辺地域に対して一定の開発制限が必要であり、既に史跡等環境保存条例によって史跡周辺は特別保護地区として指定されているが、前述した将来の利用と保存を考えれば、この特別保護地区を史跡として指定することが必要であると考える。

③ 基本計画

将来の史跡利用を見越して、3種類の路線を計画する必要がある。

- 1) 歩行者専用幹線
- 2) 自転車専用路線
- 3) 歩行者専用の自然探勝路

(4) 史跡岡城跡保存活用計画における歴史的風致維持向上に関する事項

史跡岡城跡の保存・活用の方針等を示した史跡岡城跡保存活用計画は、1. 岡城跡が持つさまざまな価値を明確にし、地域の誇りとして適切に次世代に継承するための方向性を示すこと、2. 現状の岡城跡の保存を確実に行い、国民の財産及び竹田市のシンボルとして地域の活性化及び観光振興に寄与できるよう保存・活用・整備の方向を示すこと、3. 岡城跡が教育・観光の拠点として、地域の魅力を再発見することができる施設になることにつなげることの3 点を目的として策定した。

計画書では岡城跡の保存管理(現状変更、追加指定、土地公有化、石垣、植生)、活用(城下との回遊性向上を含む)、整備、管理運営計画、実施計画、経過観察の各項目ついて方針等を示した。実施計画(短期計画)においては、①眺望の確保、②石垣カルテの確立と石垣の維持管理及び郭域の排水施設の調査・修繕・復元、③通路・動線の安全確保と便益・解説機能の向上、④調査研究の継続的実施による基礎資料の制作の4点を保存・活用するための整備に向

けた最重要課題として位置づけている。保存・活用の基本理念及び基本方針は 次のとおりである。

〈基本理念〉

「持続的な保存管理を行い、本質的な価値を守り、確実に次世代に継承し、 その活用を通して、岡城跡を市のシンボルとする。」

〈基本方針〉

保存管理= 保存活用計画とその実行を通して、史跡の本質的価値を損なう ことなく、次世代に継承する。

活 用= 観光や学習活動に資する活用を念頭に置き、調査・整備のプロセスも含めた参画を促し、計画の実行を推進していく。史跡指定地のみならず、城下や関連史跡を含めた文化遺産・歴史資産と連携し、「まちづくり」と連携した情報発信、活用を図る。

整 備= 史跡の恒久的な保存と本質的な価値の顕現化を目指すと同時に来訪者の誰にとっても心地よさ、快適さを感じる史跡空間づくりを目指す。

運 営= 広範な市民の協力と参画を得た体制づくりを推進していく。

(5) 景観計画における歴史的風致維持向上に関する事項

「竹田市景観計画」は、良好な景観形成に関する基本的な考え方や方針及び 基準等を明らかにするとともに、快適な生活環境と地域の活性化を図り、次世 代に継承していくことと市民や事業者及び市の協働により本市の有する多様な 景観資源を保全・活用し、良好な景観を創出していくことを目的とし、平成28 年(2016) 3月に策定した。

その中で、「景観形成の将来像(基本目標)」を定め、景観特性や土地利用の規制状況等を考慮し、景観計画区域を3つのゾーンと2つの軸に区分し、それぞれの景観誘導を行うこととしている。

【市街地ゾーン】

岡城を中心とする城下町には、今なお江戸時代の町割りと道路が現存し、格式ある武家屋敷や、江戸時代の白壁や社寺の古い佇まいが見られる「歴史の道」等には、歴史情緒豊かな景観が残されている。また、長湯温泉街においては芹川沿いに宿泊施設が立地し、情緒ある温泉街としての景観を呈している他、久住地域の中心部には、宿場街としての面影が今も残されている。

このような、市街地が有するまちの記憶を後世に残し、地域の個性が感じられる町並みの形成を目指し、新旧の建物の調和と周辺の自然環境との調和を図る。

【自然公園ゾーン】

本市は、周囲をくじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾山系等の九州を代表する 山々に囲まれ、広大で美しい緑あふれる森林や牧草地を市内随所から望むこと ができる。

自然あふれる地域の優れた風景を保全しつつ、本市が有する重要な観光資源・交流資源の一つとして来訪者に憩いの空間を提供できるように、国・県と連携して、建築物・工作物を自然公園の風景に馴染ませるなど、自然の保護とその活用の両立を図る。また、景観を維持する担い手としての後継者確保に努める。

【田園・森林ゾーン】

山地の裾野から集落にかけては、大小さまざまな渓谷と尾根が織りなす平地が少ない地形のため、斜面に広がる森林の中に棚田や階段状の畑地が点在する変化に富んだ独特の景観を形成している。

本市の景観を特徴づけている棚田の風景や高原に広がる田畑周囲の斜面に広がる里山等、市民や来訪者に懐かしさや潤いを与える緑豊かな景観の保全を図り、森林地域においては、動植物が暮らす静穏な雰囲気の保全と大景観に配慮した森林施業を推進する。

【道路景軸】

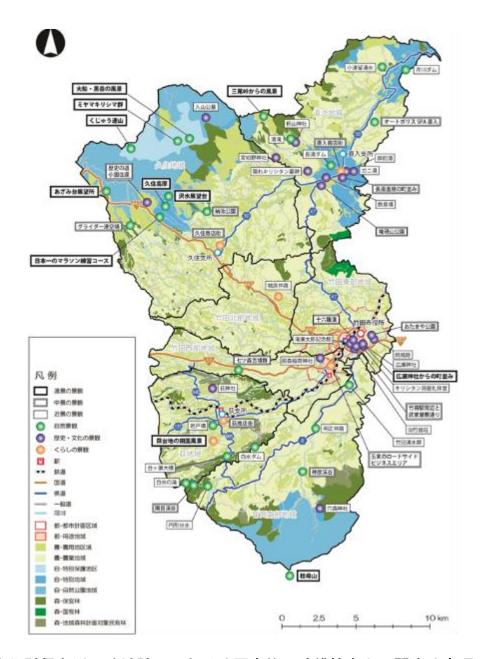
幹線道路沿道は、多くの人が車窓等から本市の風景を感じる主要な場所であるため、沿道の屋外広告物の形態・色彩等のデザイン誘導等により、周囲の町並みや自然との調和に配慮した道路景軸ごとに特徴ある良好な景観づくりを推進する。

【水景軸】

本市の周囲の山々から流れ出した清水は、市内各地に渓谷を穿ち、多様な生物を育む豊かな美しい河川を形成するだけでなく、子供たちの水遊びやレクリエーションの場としても親しまれている。また、市内各地域の湧水は一日数万トンの湧出量を誇り、遊水池には多くの人が訪れている。

また、平地が少ない地形のため本市には、井路と呼ばれる水路が古くから設置されており、水路の周囲は、水と緑と機能美あふれる石組みが調和した美しい景観を呈している。

大小さまざまな渓谷の河川や滝が織りなす良好な自然景観の保全を図り、市街地の河川においては、都市空間にふさわしい水辺景観づくりを推進するほか、湧水や井路などの良質な水辺空間を保全・活用するため、行政・住民・事業者が一体となった美化活動を進める。



(6) 文化財保存活用地域計画における歴史的風致維持向上に関する事項

文化財の保存・活用に向けた基本理念

~地域の魅力「竹田らしさ」を彩る文化財~

本市には、岡城跡に代表されるような地域の歴史文化を物語る各時代の多様な文化財が今も残る。

その多くは、地域の人々の身近なものとして暮らしの中に根付き、地域への 誇りや愛着を醸成してきた文化財である。それらの文化財は地域固有の「竹田 らしさ」を形成してきたものであり、それは本市の魅力そのものでもある。地 域が歩んできた歴史を物語るものでもあり、文化財は私たちのとても身近な場 所にいつもあり、古くから私たちの生活や心を豊かにしてくれた。

~「文化財」=「貴重な地域資源」~

これらの文化財は本市のまちづくりにとって重要な地域資源である。これまで地域を育んできた先人たちが実践してきたように、これからも引き続き、歴史文化を大切にしたまちづくりが持続的かつ発展的に実践されていくことが望ましい。本市に存在するすべての文化財の価値を共有し、行政だけではなく、市民や専門家、まちづくりに関わる団体など、それぞれが主体的に、かつ協働しながら、暮らしの中で文化財に親しみ、保存・活用に取り組んでいくことが必要である。

~文化財を「知る・守る・活かす」~

まずは、市民一人ひとりが身近にある文化財の価値を再確認することが大切である。文化財の価値を知ることではじめて、文化財を守ること、まちづくりや教育などさまざまな場面で活用していくことが可能になる。「知る・守る・活かす」という文化財の保存・活用に向けた基本的な流れを円滑に機能させることで、文化財の地域での存在価値をさらに高め、文化財を次世代へ継承していく。

~エコミュージアムの展開~

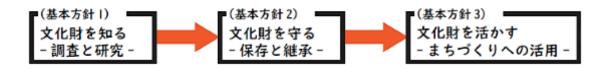
本市には「深山幽谷」や「山紫水明」といった言葉で表現するにふさわしい自然美が広がり、その中に、個性的で多様な文化財が分布している。全域をひとつの博物館、各地域を展示室と捉え、地域住民が学芸員となり、地域にある身近な文化財をともに「知る・守る・活かす」取組を推進することで、一人ひとりがふるさとの魅力である「竹田らしさ」に気づくとともに、来訪者に地域の魅力を理解してもらうことにもつながる。文化財の保存・活用が地域の再生に貢献することを目指していく。

これらを踏まえ、本市の文化財の保存・活用に向けた基本理念は次のとおりとする。

「竹田らしさ」を彩ってきた文化財を知る・守る・活かす

文化財の保存・活用に関する基本方針

基本理念のもと、本市の歴史文化の特徴を構成する文化財の保存・活用を計画的に進めるにあたり、次の基本方針を設定する。



基本方針1 文化財を知る ― 調査と研究 ―

文化財の保存・活用に向け、その本質的価値を「知る」ことからはじまる。 本市全域に分布するあらゆる文化財の把握と専門的な調査・研究を推進し、そ の本質的価値を明らかにする。また、多種多様な方法による情報発信を通して、 市民や来訪者の学びの機会を創出し、文化財の本質的価値をみんなと共有する。

基本方針2 文化財を守る ― 保存と継承 ―

文化財の所有者や地域と連携し、その適切な管理と保存に努め、市民参加の保全活動を推進するとともに、保存と継承に向けた担い手の確保と理解を得るための学びの機会を創出する。また、未来の担い手づくりのため、学校教育と連携するなど、子供たちが地域の歴史文化に親しむ機会を創出する。

基本方針3 文化財を活かす ― まちづくりへの活用 ―

文化財及び周辺環境の整備を行う。課題を解決し、文化財の本質的価値を顕在化するための整備を実施するとともに、市民等が活用しやすい環境づくりに努める。そして、さまざまな主体による多様な文化財の活用を推進し、市民等が文化財に親しむ機会の創出に努め、まちづくりと地域の活性化につなげる。

基本方針	取組区分A	取組区分B
1 文化財を知る 一調査と研究―	1 文化財の調査研究の推進	ア 把提調査等の実施
	1 文化所の調査研究の推進	イ 専門的な研究活動の実施
	2 情報発信と価値の共有	ア 調査研究成果の公開と共有
		イ インターネットを活用した情報発信
2 文化財を守る 一保存と継承 —		ア 指定等と保護施策の実施
		イ 資料収集と保存施設の整備
	1 文化財の適切な保存	ウ 伝統芸能の継承と支援
		エ 市民参加の保全活動の推進
		オ 社会教育との連携
	2 未来の担い手づくり	ア 学校教育との連携
	T 35,401=0-4-0(4)	イ 文化財委護少年団に対する支援
3 文化財を活かす 一まちづくりへの活用―		ア 文化財装備の展開
		イ デジタル技術による文化財活用の推進
	1 文化財を活用した交流と賑わいの創出	ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の整備
		エ 文化財を活用した多様な取組の展開
		オ 地域大学連携事業の実施

竹田市文化財保存活用地域計画方針と取組

(7) 竹田市農業振興地域整備計画における歴史的風致維持向上に関する事項

竹田市農業振興地域整備計画において、農地利用計画、農業生産基盤の整備 開発計画、農用地等の保全計画に関する方向性が示され、本市の農業振興に取 り組んでいる。

本市の土地利用の方向としては、調和の取れた土地利用を以下のとおり推進する。

- ① 国土利用計画に基づく計画的土地利用の推進
- ② 開発計画と整合性のある農業的土地利用の推進
- ③ 都市計画に基づく都市的土地利用の推進

竹田市農業振興地域整備計画で示す、農業振興地域内における用途別土地利用の構想は次のとおりである。

(ア)農用地

農業生産の基盤である農地については、優良農地の保全と有効利用に努めつつ、農道、農業用かんがい水路等の改修を進め、効率的な土地利用を図る。

(イ) 森林・原野

本市の森林面積は多い。可能な限り保護・保全に努める。原野についても有効利用に努める。

(ウ) 住宅地

中九州横断道路の開通延伸により、IC周辺では今後増加が見込まれる。

(エ) 工業用地

兼業農家の増大、地元で安定した就業確保ならびに本市の活性化を図るため、企業の誘致を推進していく。

(オ) その他

公共用地については、住民の生活上の重要性にかんがみ、環境保全及び 景観維持に留意しながら、必要な用地の確保に努める。また、自然に恵 まれた立地条件を活かし、周辺の農地や自然環境に配慮しながら公共用 地の有効利用を図る。

(8) 竹田市農林業振興計画における歴史的風致維持向上に関する事項

竹田市農林業振興計画は、「食」や「農」に対する関心の高まりや市町村合併など農業・農村を取り巻く環境の変化に対応し、活力ある土地利用型の農林業・農村をめざして、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目標に計画期間を平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10年間として平成18年7月に策定し、平成22年度(2010)に見直した。

しかし、計画策定後 10 年が経過して農林業を取り巻く情勢が変化するとと もに生産者のさらなる高齢化や担い手の減少進む中で、新たな課題への対応が 必要になってきた。

この計画策定は、こうした新たな課題に対応するとともに将来にわたって持続可能な農林業を構築するため、現行計画の枠組み・考え方を基本に、平成28年(2016)から令和7年(2025)までの計画として策定した。

本市の豊富な地域資源の活用や近年の農林業・農村を取り巻く環境などを踏まえ、『元気で魅力ある農山村、知恵を出し、汗をかいて儲かる農林業』をめざす方向として、4つの基本方針を設定し、今後の10年間(令和7年度まで)における方策を示した。これらの基本方針で示された取り組みと連携し、歴史的風致の維持向上を図る。

4つの基本方針

基本方針1 時代に対応する新たな農林業のしくみづくり

自然特性を活かしながら、これからの時代に適応できる合理的な生産構造を 構築します。

- 1. 持続性のある生産体制の確立
- 2. 力強い担い手づくり
- 3. 関係団体の取り組みと連携

基本方針2 消費の多様化に対応した魅力ある商品づくり

自然特性を活かした産地づくりを行いながら、安全で市場や消費者のニーズに的確に応え、ブランド性の高い商品を創出する。

- 1. 安全・安心な商品(もの)づくり
- 2. 需要に応える重点品目づくり
- 3. 竹田ブランド確立

基本方針3 地域総合力の発揮による農山村の活力づくり

産業間や地域間の連携により、付加価値の高い新しい地域ビジネスを創造し、 活力ある地域づくりを推進する。

- 1. 地域連携による地域資源の活用
- 2. 都市と農山村との共生・対流
- 3. 地産地消の推進
- 4. 六次産業化の推進

基本方針4 いのちと暮らしを支えるやさしい環境づくり

地域内住民と地域外住民の協働による水田・畑地・森林の環境保全を行うと ともに快適で災害に強い生活環境そして、安心して営農活動のできる基盤の整 備を行う。

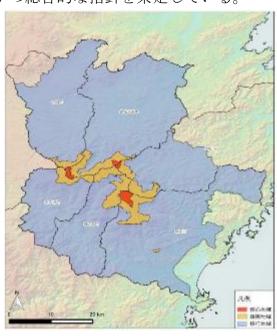
- 1. 定住・生活環境の整備
- 2. 多面的機能の発揮
- 3. 災害に強い生産基盤の整備



竹田市農業振興計画の方針と取組

(9) その他の関連計画等における歴史的風致維持向上に関する事項 ①祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画書

平成29 年(2017)6 月に認定された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの管理運営計画を示したものである。「英峰」と「渓谷」に象徴される美しい自然と、その自然によって育まれ、地域の人々が自然への畏敬の念とともに大切に守りつないできた「森」と「水」、人間を含むさまざまな「いのちの営み」を、自然と人が共生する暮らしを続けながら、次世代へしっかりと受け継いでいくことを活動理念とし、この理念を地域の住民、関係団体、研究者、行政機関が共有し、連携・協力のもと一体となって取組を進めていくために、管理運営に関する長期的かつ総合的な指針を策定している。



祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク区分図

②阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域管理計画書

昭和9年(1934)に指定された阿蘇くじゅう国立公園の管理計画を示したもの。大カルデラにそびえる阿蘇山やその北に連なるくじゅう連山などの火山群、そして、その周囲に広がる雄大でなだらかな草原が大きな特徴となっている国立公園で、その大分県側に係る地域をくじゅう地域管理計画区として、くじゅう地域の現状及び特性をもとに、従来行ってきた管理や指導方針を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために作成された。ラムサール条約湿地の登録に伴う湿地の保全等の保全対象に係る保全方針について、地域と協働して維持管理を行っていくことも明確にしている。

3. 竹田市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と上位計画のまちづくり方針を踏ま えて、本計画の基本方針を以下のとおり定める。

(1) 歴史的建造物と町並みの保存・活用に関する方針

歴史的な建造物が立ち並び、江戸時代からの町割りが残る城下町の景観について、引き続き竹田史跡等環境保存条例により保存区域内での自然環境や歴史文化遺産の保存に努める。

町屋や武家屋敷など歴史的建造物に対し、官民協同で有効活用を図るための 方策を検討する。また、歴史的建造物の保全に加えて、点としての保全だけで なく、連続性のある景観を整備していくため、老朽危険家屋の除去や空き店舗 対策を進め、町並み景観の向上を図るなど、竹田市景観計画の方針に沿った城 下町の景観風致の保全に努めていく。そのために、居住する住民に対し、城下 町に残された歴史遺産との調和のとれた住環境整備のための支援を行う。

(2) 文化財の保存に関する方針

下町及び周辺地域の国・県・市指定文化財及び登録有形文化財について、その所有者と共同して適切な管理及び保存修理を図り、公開活用を行う。未指定の文化財については、調査等を実施し価値の把握を行い、必要に応じて文化財指定を行い保存・活用に努める。また、城下町の武家や町屋に残されている文献資料、図書館や歴史文化館に保存する貴重な歴史的資料、田能村竹田をはじめとする郷土の文人たちが描いた豊後南画などの美術品などを適切に保存するための場所を確保し、公開活用の推進を図る。図書館、歴史文化館の所蔵資料の整理を進めるとともに、未整理資料の調査研究を効率的に進展させ、公開活用を図っていく。

(3)歴史的遺産の周辺環境に関する方針

歴史的建造物の周辺において、老朽化した道路について景観風致の向上に資する改修を行うとともに、商店街通りの街路灯や案内板、店舗の看板等の統一化を図り、城下町を訪れる来訪者が快適に散策を行うための環境整備を行う。歴史的風致を形成する地域の住民に対して歴史的風致の維持向上に必要な支援を実施し、地域に居住する住民と行政との協働により、歴史と生活が融合したまちづくりを進める。

(4) 観光・情報発信・啓発に関する方針

城下町から距離のある岡城跡へスムーズな移動を図るため、散策路及び誘導

を促す標識等の整備を行う。高齢者や障害者に対しては、移動手段の確保や休憩場所の整備などの配慮について検討を深め、整備を図っていく。

碁盤目状の城下町において、歴史・文化遺産や関連施設を迷わずに巡るための統一感のある案内板や説明板を設置し、回遊性の向上を図るとともに、来訪者のための駐車場の整備を併せて行う。

特にJR豊後竹田駅周辺については、城下町観光の拠点となる場所であるため、 来訪者の利便性向上のための整備を実施する。

城下町におけるまちづくりを展開していくためには、『歩けるまち』、『歩きたくなるまち』の基盤整備が必要不可欠であり、道路標識や歴史・文化遺産の案内板、説明板の整備はその基礎的事項である。

また、『歩けるまち』、『歩きたくなるまち』づくりは、中心市街地の基幹産業とも言える商業と密接に連関しており、歴史・文化遺産の活用を観光に結び付けることで、直接的に商店街の振興にも繋がる。このため、本市を訪れる観光客等に対しては、観光案内施設の整備充実を図り、歴史・文化遺産をはじめとする観光情報の提供に力を注いでいく。

(5) 伝統行事・民俗芸能に関する方針

地域で行われる祭礼や民俗芸能を確実に後世へ継承していくために、担い手の確保や育成を目的とした支援を実施する。活動に必要な用具の整備等の支援も必要に応じ実施する。

また、活動の様子を地域住民に周知し、地域全体での保存・継承が図られるよう取り組みを行う。

(6)市民活動に関する方針

歴史的風致の維持向上には、地域住民に地域固有の歴史・文化への理解が不可欠であり、歴史・文化を活かしたまちづくりを行うための原点でもある。文化財巡りなど、地域の歴史・文化を学習する機会を確保するとともに、こうした機会を広く周知、拡大していく。このため、リーダーとなるボランティアガイドや市民講師の充実、レベルアップを図り、人材育成による歴史まちづくりの堅牢な土台を築いていく。

同時にこのような市民活動の支援については、活動を専門的に行うことができる場所の整備や先人の顕彰活動を行う施設の整備が欠くことのできない条件となる。

また、これまで継続してきた「田能村竹田先生を偲ぶ美術祭」などをはじめとする竹田市独自の個性的な先哲顕彰活動、そして市民自らが文化芸術に親しみ、その成果を発表できる施設の整備を行い、市民活動の拠点として、或いは

歴史・文化の学習を深める場として活用を図って行く。

4. 計画推進体制

本計画の推進体制については、まちづくり部局の建設課、文化財保護部局のまちづくり文化財課が計画推進の事務局とし、庁内の関係各課で組織されている「庁内会議」を計画推進のための庁内の連絡・調整を行う。また、国・県の関係機関との協議を行い、相談や適切な支援を得る。

歴史まちづくり法第 11 条に基づき設置した「竹田市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。

また、必要に応じて文化財・都市計画・景観等に関連する委員会等に協議を 行い、指導・助言を得る。また、文化財の所有者・管理者や文化財等の保存・ 活用を行う市民や関係団体との連絡・調整及び支援を行う。

【計画の推進体制図】

